

平成 2 8 年 第 1 回 定 例 会
陳 情 文 書 表

自 陳情第 1 号
至 陳情第 1 1 号

陳情 番号	件 名	付 託 委員会	審 査 結 果				頁
			日	委員会	日	本会議	
1	府中市立図書館取扱図書の 規制の強化並びに都に有害 図書の定義の広範化及び例 規の改正を求める意見書の 提出に関する陳情						1
2	府中市職員執務室の個室等 の除去を求めることに関す る陳情						3
3	府中市議会議場において市 旗、都旗及び国旗の全ての 掲揚等を求めることに関す る陳情						4
4	府中市役所庁舎において市 旗、都旗及び国旗の全ての 掲揚を求めることに関する 陳情						5
5	府中市正規職員採用試験等 の制度改革に関する陳情						6
6	外国人の扶養親族の透明化 とさらなる改善を求める意 見書の国に対する提出に関 する陳情						8
7	国及び都に動物の殺処分を 禁止にすることを求める意 見書の提出に関する陳情						10
8	保健所等における動物の殺 処分に係る施設見学を義務 教育課程に含むことを求め ることにに関する陳情						12
9	市議会における著しく不当 な重複趣旨たる陳情の受付 拒絶等を求めることに関す る陳情						14

陳情 番号	件 名	付 託 委員会	審 査 結 果				頁
			日	委員会	日	本会議	
1 0	朝鮮民主主義人民共和国への 批難激化を見据えた在日 朝鮮人の人権擁護の強化を 求める陳情						16
1 1	議会基本条例についての陳 情						17

陳 情 番 号	1	受理年月日	平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日	
陳情人住所氏名	埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松 1 - 7 - 2 7 小 畑 孝 平			
件 名	府中市立図書館取扱図書の規制の強化並びに都に有害図書の定義の広範化及び例規の改正を求める意見書の提出に関する陳情			
〔 陳情事項 〕				
1 府中市立図書館取扱図書の規制の強化のため、府中市の例規の改正を求める。				
2 1 に際し、有害図書の定義の広範化のため、東京都青少年の健全な育成に関する条例の改正等に係る東京都に対する意見書の提出を求める。				
〔 陳情理由 〕				
1 かねてより、府中市立図書館を初め、全国の公立図書館において、これの中立公正及び不偏不党たる立場を悪用し、または表現の自由もしくは知る権利をかさに着た、いわゆるアヴァンギャルドを初めとする、青少年の健全たる育成並びに治安の維持及び向上を著しく害する、極悪非道にして過激たる不貞、猟奇的、暴力的もしくは性的な行為の描写を含み、またはこれを著しく不当に助長、賛美し、もしくは正当化するあまたの図書が資料として収納され、これが公開され、もしくは貸し出しされているが、東京都青少年の健全な育成に関する条例が包括的に有害図書と指定できるのは図画等に限定されている。				
2 府中市立図書館において、図書等の資料を、その内容を理由に除籍し、またはその収集の禁止もしくは贈与の拒絶をする際には、これが有害図書に指定されていなければならない。				
3 府中市立図書館において、あまたに氾濫する活字情報による実質的な有害図書を、制度上の有害図書へ個別指定させることは、非現実的である。				
4 これらを打破するには、たとえ、活字情報のみであっても有害図書へ包括指定できるように、東京都青少年の健全な育成に関する条例等を改正する必要がある。				
5 一方で、たとえ、有害図書の指定がなくとも、府中市立図書館の裁量で有害図書に類するとされたものを有害図書とみなすことがで				

きるように、府中市の例規を改正する必要がある。

- 6 制度上の有害図書の定義の広範化により、府中市立図書館に限らず、あらゆる図書取扱事業において、青少年の健全たる育成並びに治安の維持及び向上を著しく害する、極悪非道にして過激たる不貞、猟奇的、暴力的もしくは性的な行為の描写を含み、またはこれを著しく不当に助長、賛美し、もしくは正当化する図書を排除しやすくなる。

付託する委員会	
---------	--

陳 情 番 号	2	受理年月日	平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日	
陳情人住所氏名	埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松 1 - 7 - 2 7 小 畑 孝 平			
件 名	府中市職員執務室の個室等の除去を求めることに関する陳情			
〔 陳情事項 〕 1 府中市役所及びその関係機関並びにこれらの出先機関等における府中市職員の執務室を、一律大部屋にすることを求める。 2 1 に際し、市長をも含む要職及び特定の部署の個室の一切を除去し、開かれた執務室の構築を求める。 〔 陳情理由 〕 1 不正等を予防し、府中市政を開けたものにし、健全な発展をさせるためには、府中市職員の執務室を一律大部屋として開放すべきである。 2 かねてより、全国的に官公庁の要職及び特定の部署は、機密情報を扱うことを理由に、個室または孤島の要塞にこもり、人目につかぬところで、ろくでもない執務態度を日々横行させている職員が多いことが問題視されている。 3 機密の保持と、大部屋での執務を回避し、または人目につかぬところで楽をすることもしくは怠けることとは、全く別問題である。 4 多くの官公庁で、むしろ、人目につかぬところでこそ、職員の執務様態不良ゆえ、個人情報等の不当な取り扱い、その他の不正が発生している。				
付託する委員会				

陳 情 番 号	3	受理年月日	平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日	
陳情人住所氏名	埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松 1 - 7 - 2 7 小 畑 孝 平			
件 名	府中市議会議場において市旗、都旗及び国旗の全ての掲揚等を求めることに関する陳情			
〔 陳情事項 〕 1 府中市議会議場において、市旗、都旗及び国旗の全ての掲揚を求める。 2 府中市議会定例会の開会及び閉会に際し、国旗へ向けた起立とともに国歌の斉唱を求める。 3 2 を拒絶した者には、退場処分等の制裁を科すことを求める。 〔 陳情理由 〕 1 民主主義、国及び地方公共団体の象徴である国旗、都旗及び市旗の全てを、議場に掲揚するのは、むしろ、民主主義の場として当然のことである。 2 また、国旗、都旗及び市旗の全てを掲揚することは、国、都及び市の連帯感その他の士気を高め、これを維持する上でも必要である。 3 1 を拒絶することは、民主主義を否定することにもなる。 4 厳正公正たる官公庁における儀式としての要素も強い、議会定例会の開会及び閉会にあっては、学校等の各種教育機関の例に倣って、国旗へ向けた起立とともに国歌の斉唱をすべくものと思料される。 5 4 の拒絶は、「君が代起立斉唱拒否事件」に対する最高裁判所第 2 小法廷による平成 23 年 5 月 30 日付の判決を勘案しても、服務上の規律違反にも該当するのであって、思想及び言論の自由の範疇を超越している。				
付託する委員会				

陳 情 番 号	4	受理年月日	平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日
陳情人住所氏名	埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松 1 - 7 - 2 7 小 畑 孝 平		
件 名	府中市役所庁舎において市旗、都旗及び国旗の全ての掲揚を求めることに関する陳情		
〔 陳情事項 〕 1 府中市役所の庁舎並びに市長の執務室及び応接室において市旗、都旗及び国旗の全て（旗を模した図画等の壁への掲示も可）の掲揚を求める。 2 府中市役所における仕事初め及び仕事納めの日の市長の挨拶に際し、国旗へ向けた起立とともに国歌の斉唱を求める。 3 2 を拒絶した者には、退場処分等の制裁を科すことを求める。 〔 陳情理由 〕 1 民主主義、国及び地方公共団体の象徴である国旗、都旗及び市旗の全てを、官公庁の庁舎に加えて代表者の執務室及び応接室に掲揚するのは、むしろ、民主主義の場として当然のことである。 2 また、国旗、都旗及び市旗の全てを掲揚することは、国、都及び市の連帯感その他の士気を高め、これを維持する上でも必要である。 3 1 を拒絶することは、民主主義を否定することにもなる。 4 厳正公正たる官公庁における儀式としての要素も強い、仕事初め及び仕事納めの日の市長の挨拶にあつては、学校等の各種教育機関の例に倣って、国旗へ向けた起立とともに国歌の斉唱をすべくものと思料される。 5 4 の拒絶は、「君が代起立斉唱拒否事件」に対する最高裁判所第 2 小法廷による平成 23 年 5 月 30 日付の判決を勘案しても、服務上の規律違反にも該当するのであって、思想及び言論の自由の範疇を超越している。			
付託する委員会			

陳 情 番 号	5	受理年月日	平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日
陳情人住所氏名	埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松 1 - 7 - 2 7 小 畑 孝 平		
件 名	府中市正規職員採用試験等の制度改革に関する陳情		
〔 陳情事項 〕 1 府中市正規職員採用試験において、職員募集を民間企業等職務経験者対象枠（自営業、会社経営者、非正規雇用労働者または公務員の経験を含む）及び障がい者対象枠（知的障がい者及び精神障がい者を含む）として別枠で実施し、あわせてこれについて、受験年齢制限の撤廃または大幅緩和をすることを求める。 2 中途採用者（新卒採用者以外の者）については、数年程度かけて、段階的に、同年齢及び同学歴の新卒採用者との俸給表における格付の差異を埋め、昇進等では特例措置により、昇格要件年数等の緩和を求める。 3 特殊性の高い職種または高度な経験、資格もしくは免許の所持者に対しては、俸給表における格付を上乗せすることを求める。 4 府中市職員互助会の廃止または会費の全額職員負担を求める。 〔 陳情理由 〕 1 特定の年代の雇用情勢が特に劣悪であり、地域の雇用情勢の改善とともに、府中市正規職員の年齢構成の偏りの是正のため、民間企業等職務経験者対象枠および障がい者対象枠として、正規職員採用試験の年齢要件の撤廃または大幅緩和をする必要がある。 2 中途採用者については、全国的に、民間企業等とは異なり、公務員においては、同年齢及び同学歴の新卒採用者と生涯にわたり、俸給表の格付及び役職等において差が埋まらないという、相当程度の冷遇ぶりに苦しめられており、これは看過できぬことであり、是正せねばならない。 3 全国的に、民間企業等とは異なり、公務員においては、ごく一部のものを除き、特殊性の高い職種または高度な経験、資格もしくは免許を要する職種においても、特段、俸給表における格付等について優遇されておらず、これはいわゆる悪平等であり、かえって高度な人材と一般の人材との間で不公平な状況を生んでおり、職員の士気向上及びその他職場環境の整備拡充のためにも、厳正公正たる			

官公庁としても是正せねばならない。

- 4 専ら、府中市職員の福利厚生に資する互助会の会費に、府中市民からの税金を充てることは、社会正義に著しく反する。

付託する委員会

陳 情 番 号	6	受理年月日	平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日	
陳情人住所氏名	埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松 1 - 7 - 2 7 小 畑 孝 平			
件 名	外国人の扶養親族の透明化とさらなる改善を求める意見書の国に対する提出に関する陳情			
〔 陳情事項 〕 以下のことを実現するため、下記の内容のような意見書を国に提出することを求める。 1 外国人等の扶養控除等を初めとする税制優遇措置において、国外扶養親族の定義を明確化すること。 2 外国人等の所得控除等を初めとする税制優遇措置において、所得の審査をより一層厳格化すること。 3 現在検討されている、外国人等の所得控除等を初めとする税制優遇措置における、所得の審査の厳格化で相当程度懸念される、地方公共団体職員への法定受託事務上の著しく不当かつ過剰な負担（相当種類の外国語の書類審査）及び責任の転嫁を防止すること。 〔 陳情理由 〕 1 国外に親族を持つ外国人または外国人を配偶者とする者は、日本の扶養制度と無関係な国外扶養親族を、日本人のみの世帯に比較し無尽蔵に申請でき、非課税世帯となっている。 2 1により、担税力または生活実態にそぐわぬ形での課税の不公平が生じている。 3 会計検査院の調査によると、外国人と結婚した日本人や、海外に家族を残して日本で働いている外国人のうち、平成24年分の所得税の確定申告等における、扶養控除の申告額等が年間300万円以上となっている者の状況として国外扶養親族も扶養控除の対象としている者の扶養親族の人数は平均で10.2人に上り、扶養親族が26人のケースもあった。 4 厳格に徴税または課税される日本人のみの世帯と外国人を含む世帯との格差が大きく、日本人のワーキングプアの大きな要因となっている。 5 かねてより困窮している地方財政をさらに窮乏させていくため、国の制度を抜本的に改善しなければならない。 6 また、国外扶養親族の証明の厳格化は実施されつつあるが、地方公				

共団体職員に法定受託事務上の過負荷をかける懸念もあり、あまたの外国語、それも日常会話にとどまらぬ専門性の高い分野を駆使し、当該言語による行政文書を審査するなど、かの南方熊楠先生でない限り不可能である。

7 1 ないし 6 は、国の制度の瑕疵であり、地方公共団体では対処できない。

8 今後も地方公共団体が存続し、若い世代が希望を持ちながら就労及び納税できるよう、上記の内容の意見書の採択が必要と思料される。

付託する委員会	
---------	--

陳 情 番 号	7	受理年月日	平成27年12月25日	
陳情人住所氏名	埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松1 - 7 - 27 小 畑 孝 平			
件 名	国及び都に動物の殺処分を禁止にすることを求める意見書の提出に関する陳情			
〔 陳情事項 〕				
1 保健所等における収容動物の殺処分を原則禁止することを求める。				
2 収容期間等に限界がある場合は、島嶼部または山間部等の人里から離れた場所へ放つなど、極力殺処分を回避することを求める。				
3 収容動物が致死性もしくは伝染性の高い疾病等に罹患し、または著しく凶暴な性質である場合など、社会通念上正当な理由がある場合は、殺処分もやむを得ない。				
4 1から2の実現のために、東京都動物の愛護及び管理に関する条例の改正をさせる旨の意見書の東京都への提出を求める。				
5 これらを全国的に反映させるためにも、動物の愛護及び管理に関する法律を改正する旨、地方自治法第99条に基づく意見書を国へ提出することを求める。				
〔 陳情理由 〕				
1 かねてより、東京都も含めて全国的に、飼い主を失った野良犬等の動物が保健所に収容され、受け入れ先が見つからずに殺処分され続けている。				
2 東京都福祉保健局管轄で、平成25年度においては、犬76頭及び猫1,236匹の計1,312体が、殺処分されている。				
3 これは、専ら人間の勝手な行動により、もともと飼われていた愛玩動物が捨てられ、野生の厳しい世界にさらされたあげく、捕獲され、甚だグロテスクな施設へ収容され、殺害されるという、我々人類と同様に感情を持った動物を、著しくじゅうりんする残虐非道たる行為である。				
4 当該施設は、かのナチス・ドイツのアウシュヴィッツ・ビルケナウ強制収容所と何ら変わらない。				
5 収容動物は、決して安楽死ではなく、意識清明な状態で、多くを金網袋にまとめて押し込められるのだが、猛烈な恐怖のあまり激しく鳴き叫び、抵抗し、周囲の壁には爪のひっかき傷が残るくらいであり、狭い真っ暗な金属製の箱 - 毒ガス室に詰め込まれ、ガスを注入				

され、もがき苦しみ、激しくけいれんし、失禁及び嘔吐し、白日をむき、じわじわと死に至り、処分直後に床が崩れ、当該ガス室直下のさらなる箱に乱暴に落下し、焼却され、粉碎された石灰のごとく骨が残る。

6 3から5は動物愛護の精神に著しく反するものであり、看過できない。

7 よって、殺処分の根拠となる東京都動物の愛護及び管理に関する条例の改正が必要となる。

8 これらの全国への波及のためにも、動物の愛護及び管理に関する法律の改正もあわせて必要となる。

付託する委員会	
---------	--

陳 情 番 号	8	受理年月日	平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日	
陳情人住所氏名	埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松 1 - 7 - 2 7 小 畑 孝 平			
件 名	保健所等における動物の殺処分に係る施設見学を義務教育課程に含むことを求めることに関する陳情			
〔 陳情事項 〕				
1 保健所等の動物収容施設における、当該動物の殺処分に係る部分の施設見学を、義務教育課程に含ませることを求める。				
〔 陳情理由 〕				
1 かねてより、東京都も含めて全国的に、飼い主を失った野良犬等の動物が保健所に収容され、受け入れ先が見つからずに殺処分され続けている。				
2 東京都福祉保健局管轄で、平成25年度においては、犬76頭及び猫1,236匹の計1,312体が、殺処分されている。				
3 これは、専ら人間の勝手な行動により、もともと飼われていた愛玩動物が捨てられ、野生の厳しい世界にさらされたあげく、捕獲され、甚だグロテスクな施設へ収容され、殺害されるという、我々人類と同様に感情を持った動物を、著しくじゅうりんする残虐非道たる行為である。				
4 当該施設は、かのナチス・ドイツのアウシュヴィッツ・ビルケナウ強制収容所と何ら変わらない。				
5 収容動物は、決して安楽死ではなく、意識清明な状態で、多くを金網袋にまとめて押し込められるのだが、猛烈な恐怖のあまり激しく鳴き叫び、抵抗し、周囲の壁には爪のひっかき傷が残るくらいであり、狭い真っ暗な金属製の箱 - 毒ガス室に詰め込まれ、ガスを注入され、もがき苦しみ、激しくけいれんし、失禁及び嘔吐し、白目をむき、じわじわと死に至り、処分直後に床が崩れ、当該ガス室直下のさらなる箱に乱暴に落下し、焼却され、粉碎された石灰のごとく骨が残る。				
6 3 から 5 は動物愛護の精神に著しく反するものであり、看過できない。				
7 また、近年、全国的に青少年による動物または人間に対する残虐非道たる猟奇的な虐待、傷害または殺害等の事件が発生している。				
8 幼少時から、保健所等における動物の殺処分のおぞましい実態を把				

握させることで、動物も含めた命の大切さを植えつけ、将来、無責任な動物の飼い主にならず、または動物もしくは人を虐待することのない、真っ当な人間へ成長することが見込まれる。	
付託する委員会	

陳 情 番 号	9	受理年月日	平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日	
陳情人住所氏名	埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松 1 - 7 - 2 7 小 畑 孝 平			
件 名	市議会における著しく不当な重複趣旨たる陳情の受付拒絶等を求めることに関する陳情			
〔 陳情事項 〕				
1 市議会に対して提出された陳情書のうち、明らかに複製及び貼付により重複したものは、2 件目以降は受け付けを拒絶し、または審査対象外とされたい。				
〔 陳情理由 〕				
1 先般、府中市議会と同様に陳情と請願を峻別しない、東京都調布市議会において、陳情受付締切間際にして定例会準備等で社会通念上、当然に調布市議会事務局が相当に多忙であることと思料される状況下で、「安保法案反対」を趣旨とする、明らかに同一の文面を複製の上で、微妙に言い回しのみを変更した、甚だ独自性及び別件性に欠いた、明白な重複趣旨とみなして差し支えないくらいの陳情が、同時多発的に提出され、これが受理され、議案として上がってしまっている。				
受理した以上、調布市議会事務局は、これの文書表への登載等の議会実施に係る準備等、相当程度の事務的負荷をかぶることになる。				
これらは、公共の福祉をつかさどる官公庁の重要な機能を破壊し、住民の生活を危険にさらし、調布市職員のみならず、地方公共団体職員、行政職もしくは公務員全般に対する、公務員をよく思わない公務員不祥事の一事を万事にするような著しい色眼鏡をかけ甚だグロテスクな偏見に充満した者たちによる、陳情と請願を峻別しない、我が地元及びその近隣では天変地異があってもなおあり得ぬくらいの、せつかくの甚だありがたき貴重な制度につけ込んだ、明白かつ悪質な嫌がらせであり、または地方自治制度もしくは民主主義そのものへの挑戦状と思料される。もはや言語道断、不届き千万。断じて許しがたい。				
本当に同一の志の者が力を合わせたいのならば、または真剣に願意達成を目指すのならば、あまたの署名を集め、これを 1 件の陳情に添付し、または同一趣旨の陳情を仲間の手分けして、もしくは誰も巻き込まず一人死ぬ気で力を振り絞って、あまたの議会へ持参して回ればよいのであるし、これらこそ、人権云々もしくは正義もろもろを偉そ				

うに主張する者として、または相手の状況を的確に勘案し、他人様を思いやり、もしくは血の通った人間としての正当な手段ではなかろうか。

このような明らかに同時多発的な複製及び貼付のごとく陳情は、いかなる理由があろうとも、２件目以降は受け付けを拒絶し、または審査対象外とすることで、府中市議会の本来的機能が保護され、または公共の福祉全般の維持、整備もしくは拡充が期待される。

付託する委員会	
---------	--

陳 情 番 号	1 0	受理年月日	平成 2 8 年 1 月 2 6 日	
陳情人住所氏名	埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松 1 - 7 - 2 7 小 畑 孝 平			
件 名	朝鮮民主主義人民共和国への批難激化を見据えた在日朝鮮人の人権擁護の強化を求める陳情			
〔 陳情事項 〕 下記の事項について、市に働きかけられたい。 1 在日朝鮮人へのより一層の風当たりを懸念し、彼らの人権擁護及びこれに係る啓発を、より一層強化すること。 2 在日朝鮮人を初めとする外国人に対するいわゆるヘイトスピーチ等の弾圧に対する警戒及び抑制並びにこれに係る啓発を、より一層強化すること。 〔 陳情理由 〕 平成28年 1 月 6 日の水爆実験で、朝鮮民主主義人民共和国による核実験はもう 4 回目である。 朝鮮当局へは毅然とした対応が必須である一方、罪なき在日朝鮮人への不当な弾圧は断固として阻止せねばならない。 かねてより国際社会における朝鮮民主主義人民共和国への批難は強く、また、在日朝鮮人への誤解並びに不当な弾圧及び人権侵害も根強い。 今回の核実験で、より一層、在日朝鮮人は肩身の狭い思いを強いられており、彼らへの弾圧も激化しており、日本人の関心も朝鮮批判にばかり終始しており、あまねく日本人が朝鮮当局の言動を大義名分に、朝鮮人を一律敵視しており、看過できない。 現在行われている、在日朝鮮人を初めとする外国人への人権擁護及び差別の抑制並びにこれに係る啓発を、より一層強化せねばならない。				
付託する委員会				

陳 情 番 号	1 1	受理年月日	平成 2 8 年 2 月 1 7 日	
陳情人住所氏名	府中市宮西町 5 - 2 - 9 みんなで見守る府中の会 代表幹事 田 邨 康 志			
件 名	議会基本条例についての陳情			

〔趣旨及び理由〕

平成12年に地方分権一括法が施行されて以来、地方自治体をめぐる状況は目まぐるしく変化しています。それに伴い、市議会における役割は大きく変化しています。これに対応するためにも市議会における基本的なルールを策定することが必要であると考えます。

地方自治体は首長と議会とがそれぞれ選挙によって選ばれる二元代表制を取っています。市長は市民から選挙された意思を市政に反映することができます一方で、議会も選挙された市民の意思を市政に反映することができます。市長も議会もともに選挙され、市民から選ばれている以上、市長と議会とがともに市民の意見を市政に反映できる態勢をつくる必要があります。

市長と市議会の双方の意見を市政に反映させるためにも、市長と市議会との関係を明らかにする必要があります。

その基本的なルールとして、議会基本条例を策定することが必要であると考えます。

具体的には、次のような項目などを議会基本条例に盛り込み、市民の意見が適切に市政に反映できるように市長や議会の役割についての基本的な取り決めを定める必要があるものと考えます。

市議会の活動の原則について

市議会議員の活動の原則について

会派について

市民と市議会との関係について

市議会と市長との関係について

政務活動費について

議員定数や議員報酬について

このような項目については、現在、別途、市議会でも規定が存在していますが、その規定を改めて議会基本条例策定に向けて明文化することは、よりよい議会運営をするための議論をさらに活性化することにもつながるものと考えます。また、議会基本条例として明文化されると、市

議会の役割などがより市民にわかりやすいものにもつながるものと考えます。

府中市の周辺自治体としては、平成22年には多摩市で、平成25年には調布市でも議会基本条例が制定されました。

その他にも八王子市、立川市、小平市、東村山市などでも相次いで制定されています。

府中市としても、早期に議会基本条例の制定が実現されるよう、お願い申し上げます。

〔要望事項〕

議会基本条例を制定するための検討会を設置することを要望いたします。

付託する委員会	
---------	--